

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設開設者
有料老人ホーム設置者
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
指定居宅介護支援事業者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和元年度介護保険サービス事業者等に対する集団指導の実施について（通知）

県福祉行政の推進については、平素から格段の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険サービス事業者等における事業運営のより一層の適正化を図るため、下記のとおり集団指導を実施しますので、各事業所の管理者等の出席をお願いします。

また、会場の都合上、出席いただけるのは、いずれの会場も1事業所1サービスにつき1名とさせていただきます。（1つのサービスで居宅サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1サービスとしてカウントしてください。）後日、内容等を事業所内で伝達していただける方を選任してください。

なお、居宅介護支援事業者につきましては、業務を行うにあたり、集団指導の内容を把握していただくことが望ましいと考えられるため、オブザーバーでの参加を可能とします。（ただし、居宅介護支援事業についての説明は行いません。）

つきましては、県ホームページ「きのくに介護 de ネット」(<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigo/denet/index.html>)に出席表を掲載していますので、当該出席表に出席者を記入の上、令和元年10月30日（水）までに県長寿社会課介護サービス指導室あて送付（FAX可）願います。

なお、本通知については、各法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には法人内で周知し、各事業所の出席をとりまとめの上、出席表を提出してください。（締切厳守）

また、決められた会場に出席できない事業所については、他の会場に出席してください。

記

1. 日時及び場所等

日 時	場 所	事業所対象地域	出席人数
【紀南会場】 11月25日（月） 13:00～17:00	紀南文化会館 大ホール 所在：田辺市新屋敷町1 TEL:0739-25-3033	日高・西牟婁・東牟婁振興局管内の事業所	1事業所1サービスにつき1名
【紀北会場】 11月26日（火） 13:00～17:00	和歌山県民文化会館 大ホール 所在：和歌山市小松原通1-1 TEL：073-436-1331	海草（和歌山市除く）・那賀・伊都・有田振興局管内の事業所	1事業所1サービスにつき1名
【紀中会場】 12月1日（日） 13:00～17:00	有田市民会館 紀文ホール 所在：有田市箕島46 TEL：0737-82-2626	紀南及び紀北会場への出席が困難な事業所	1事業所1サービスにつき1名

※会場周辺は駐車場が少ないので、公共交通機関の利用や乗り合わせによりご来場ください。

<裏面へ続きます>

2. 受付時間 12時00分～12時55分

注1：居宅系サービス

訪問介護・（介護予防）訪問入浴介護・通所介護・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）訪問看護・（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導
については、上記時間内に受付をお願いします。

注2：施設系サービス

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・（介護予防）特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護・介護老人保健施設・（介護予防）短期入所療養介護・介護療養型医療施設・介護医療院
については、後半に説明を行いますので、14時00分～14時30分までの間に受付をしていただいても結構です。

3. 内容（予定）

13:00～13:10 オリエンテーション

13:10～14:40 ①事業所運営等に係る留意点について（居宅系サービス）

14:45～15:40 ②居宅系・施設系サービスに係る共通事項について

- ・介護報酬請求上の留意点について
- ・労働条件の管理について 他

15:45～17:00 ③事業所運営等に係る留意点について（施設系サービス）

4. 配付資料

きのくに介護 de ネットに掲載しますので、「事業所運営等に係る留意点について」は各サービス分を各自印刷した上で持参して下さい。

なお、「居宅系・施設系サービスに係る共通事項について」は当日配付しますので、印刷する必要はありません。

《掲載予定日：令和元年11月13日（水）》

5. 留意事項

① 本通知による集団指導の対象となる事業者は県所管の事業者であり、地域密着型サービス事業者、介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者は対象となりません。なお、居宅介護支援事業者につきましては、オブザーバーでの参加を可能とします。

② 和歌山市内に所在する事業所については、和歌山市指導監査課（TEL：073-435-1319）へお問い合わせ下さい。

③ 集団指導当日に事前に提出した出席表の写しを再度受付に提出願います。

なお、出席者の報告後、変更があった場合は、当日変更後の出席表を提出願います。

（再度《修正・差し替え》の報告は不要です。）

和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室 中村
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523